アーティスト・イン・レジデンスの空間利用と運営に関する研究

5061 大野寿文

指導教員 助教 佐藤慎也

1. 研究背景と目的

アーティスト・イン・レジデンス (artist in residence,以下「AIR」) とは、アーティスト育成や芸術活動支援を目的としてアーティストを特定期間招聘・滞在させ、制作活動ができるスタジオの提供や金銭面での支援を行う施設や機関・事業である。

AIR は欧米ではアーティストの更なる飛躍の場として、1960 年代から 1970 年代に盛んであったが、日本ではバブル末期に芸術文化振興基金^{注1}や企業メセナ協議会^{注2}等が発足して支援体制が整い、1990年代に入って、ようやく AIR が設立されるようになった。しかし、日本における AIR の歴史はまだまだ浅いと言える。

また、AIR の事業内容や運営、空間利用に関する研究は少なく、包括的な調査研究が必要と思われる。そこで、本研究では AIR 関連施設を調査対象に選定し、これらの施設運営や空間利用の現状を明らかにすることで、AIR 事業と施設計画の現状を把握し、今後の AIR 施設、AIR 事業のあり方に関する手がかりとなることを期待する。

2. 研究方法

2.1. 調査対象

本研究では、AIR 関連施設の選定基準として国際 交流基金^{注3}の「AIR JAPAN」^{注4}に掲載されている 38 件及び任意に選んだ 1 件^{注5}の計 39 件を対象に調査 を行う。

2.2. 調査方法

調査方法として、文献調査、Web 調査を行い、AIR 事業の歴史及び現状、調査対象全 39 件の事業の概要 などを把握した。実踏調査では、調査対象の内 6 件 を対象に、施設見学及び AIR の事業運営、空間利用 に関するヒアリング調査を行った。補足的に行った アンケート調査では、メールによる AIR の事業運営、 空間利用に関するアンケート調査を行った。

3. AIRの背景と概要について

3.1. 日本の AIR の背景

日本では 1980 年代に美術館における公開制作や教育普及事業などに AIR の要素が見られるようになった。さらに美術館建設の過剰期を経た 90 年代には、地方自治体の新たな村おこし・町づくりの一手段として、または美術館に代わる新たな国際文化施設として AIR が注目された^{注6}。しかし、行政主導の事業は運営していく資金もノウハウも乏しく、次々と閉鎖に追い込まれた。こうした反省もふまえて、文化庁は 1997 年から自治体の主催する「継続的な」AIR事業に助成をはじめたが、やはり 2001 年で停止して

しまった。一方、1990 年代後半から 2000 年代はじめにかけては、美術や音楽・ダンス・演劇など対象分野を幅広く設定し、国内外からアーティストを公募審査して受け入れ、専門の学芸員を有する、村おこし的な地域振興から踏み出した志向を展開するAIR が現れた(図 1)。

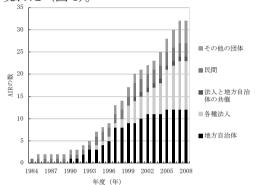


図1 調査対象の年度別数

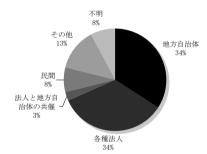


図2 運営主体の割合

運営主体の割合(図 2)を見てみると、地方自治体による運営が多いことがわかる(34%)。その背景には、日本の場合、アーティストの需要に応えてできたというよりも、行政が欧米の例を見習って施設やシステムをつくり、アーティストを供給してきたという事情がある。

3.2. AIR に対する助成の例

現在、AIR に対して行われる助成の1つとしては、芸術文化振興基金が挙げられる。この助成は独立行政法人日本芸術文化振興会^{注7}が芸術文化団体等の活動に助成することを目的としたものである。

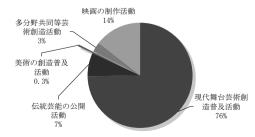


図3 2008 年度の芸術文化振興基金助成の内訳

図3は2008年度の芸術文化振興基金の芸術創造普及活動に対する助成の内訳であるが、これを見てみると、現代舞台芸術の助成が全体の74.6%を占めているのに対し、美術はわずか0.3%である。さらに助成を受けている美術の創造普及活動23件のうち、AIR事業に対する助成は1件だけであり、その他はアートプロジェクトやアートイベント、展覧会といった活動が占めている。この内訳をみても、AIR事業に対する助成は極めて少ないのが現状である。

4. AIR についての分析

4.1. 事業開始の経緯について

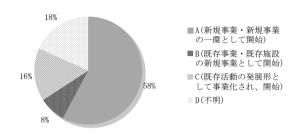


図4 分類化した各 AIR の事業開始の経緯の割合

各 AIR の事業開始の経緯をまとめた図 4 を見てみると、新規事業として開始したものが 22 件で最も多く、全体の約 6 割を占めており、地方自治体の運営による AIR では市町村の新しい計画・施策、文化振興計画の一環として開始されたものが多い。Cの「既存活動の発展形として事業化され、開始」が 2 番目に多く、全体の 16%を占めており、アートプロジェクト・各種フェスティバル・宿泊型のワークショップやセミナーなどの何らかのモデルとなる活動、もしくは事業から AIR が生まれる場合が多い。

4.2. 事業目的について

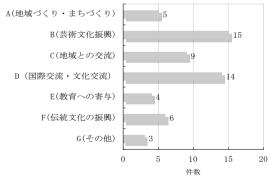


図5 分類化した各 AIR の事業目的の割合

図 5 はアーティストの育成・支援以外の目的を 7 項目に分類し、各 AIR の事業目的として該当するものを数えた。

図5を見てみると、運営主体に関わらずAIRでは芸術文化振興、国際交流、地域との交流などを目的としている場合が多いことがわかる。また「伝統文化の振興」を事業目的としているのは6件であり、それぞれ石彫刻・紙の芸術・陶芸・ガラス工芸・版画など、地域の伝統芸術を対象としている。「教育へ

の寄与」を事業目的としているのは4件であり、学校でプログラムを行っているものなど、学生及び教員の活動意欲の向上・交流による学内の活性化を目的としている。

4.3. 事業内容について

4.3.1活動内容

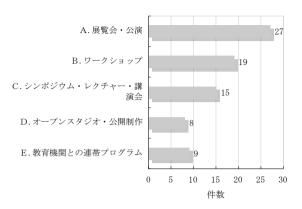


図 6 分類化した各 AIR の活動内容の割合

図6は各AIRの活動内容を5項目に分類し、各AIRの活動内容として該当するものを数えた。

図6を見てみると、A・B・Cが半数以上であり、この3項目が調査対象のAIRの主な活動内容であるといえる。Bに該当するAIRでは子どもや学生、地域住民を対象としているワークショップが多くみられ、Eに該当するAIRでは教育機関でのワークショップや授業・教育機関の研修施設として利用・学生や教員との共同制作などの芸術活動を通じての教育への寄与活動が行われている。

4.3.2. AIR のアーティストに対する支援

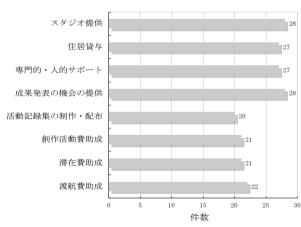


図7 各 AIR の支援内容の割合

AIR ではアーティスト育成や芸術活動支援として、アーティストに対して様々な支援を行っているが、各 AIR によってその支援内容は異なる。図7は調査対象の各 AIR の支援内容を8つに分類している。

図7より、「スタジオ提供」「住居貸与」「専門的・人的サポート」「成果発表の機会の提供」の4項目はいずれも90%以上のAIRの支援内容に含まれている。それに対し、「渡航費助成」「滞在費助成」「創作活動

費助成」「活動記録集の制作・配布」の4項目はいずれも70%程度の割合となっている。ここでわかることは、制作・発表の場と人的・金銭的支援の両方を支援するAIRと前者のみ支援するAIRの2つのタイプがあることがわかる。

4.3.3 招聘期間と招聘人数

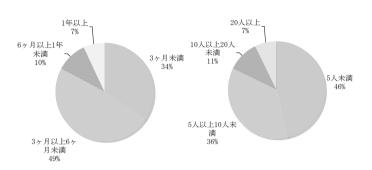


図8 招聘期間の割合

図9 招聘人数の割合

図8より招聘期間については「3ヶ月以上6ヶ月未満」が最も多く、全体の49%を占めている。平均では4.0ヶ月となるが、24ヶ月(2年間)と極端に長いものを除いた平均は3.25ヶ月である。次に図9より招聘人数については「5人未満」が最も多く、全体の46%を占めている。平均では6.68人だが、これも招聘期間と同様に極端に多いものを除いた平均は4.88人となる。また、各AIRの招聘期間と人数の関係に特に比例、反比例などの傾向は見られないことから、招聘人数は期間に関わらず、各事業または各施設の規模によるものと考えられる。

4.3.4. 対象分野

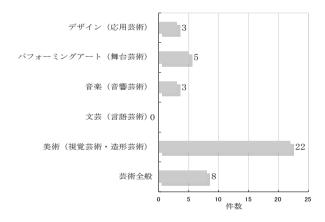


図 10 各 AIR の対象分野の割合

図10は各AIRの対象分野を6項目に分類している。 ここで「芸術全般」に分類されているものは他の5項目全てを包括しているAIRである。

図10を見てみると「美術(視覚芸術・造形芸術)」に分類されるAIRが最も多く22件であることがわかる。2番目に多いのは「芸術全般」であり、8件(25%)であるが、複数の項目に該当するAIRは4件(13%)であったため、合わせて12件(38%)のAIRが対象分野を広く設定していることがわかる。

また、最も多くみられた「美術(視覚芸術・造形芸術)」を対象としている AIR の内訳では、22 件中 5 件の AIR が陶芸・竹細工・金工・ガラス工芸などの工芸であり、対象分野を伝統工芸に限定している AIR が多いことが明らかとなった。

4.4.各 AIR の所在地

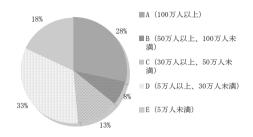


図 11 所在地の市区町村の人口別 AIR の件数の割合

図11は各AIRの施設所在地または事業を行っている市区町村の人口によって分類し、その件数の割合を示した。図11を見てみると「100万人以上」と「5万人以上、30万人未満」が合わせて全体の61%を占めている。また、「5万人未満」の比較的小さな市区町村にも全体の約2割が分布しており、地域の規模の偏りはあまり顕著に見られず、地域の規模に関わらずAIRが分布している。

4.5. 各 AIR の活動空間

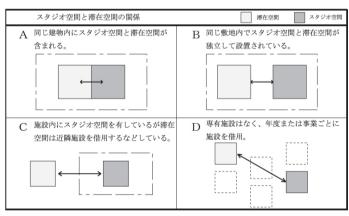


図 12 スタジオ空間と滞在空間の関係の分類

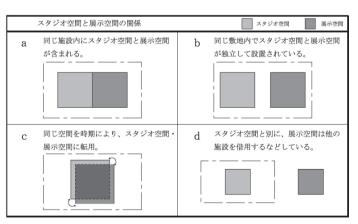


図 13 スタジオ空間と展示空間の関係の分類

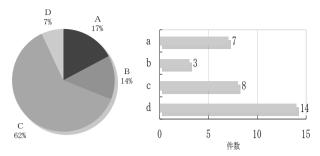


図14 スタジオ空間と 滞在空間の関係

図 15 スタジオ空間と展示空間の関係

図 14,15 は、主要な活動空間であるスタジオ空間・滞在空間・展示空間の3つの空間の関係を、図12,13に従って分類し、その件数の割合を示した。

スタジオ空間と滞在空間の関係 (図 14) を見てみると、A・B・Cの項目に該当する計 93%の AIR が専有のスタジオ空間を備えているが、スタジオ空間と滞在空間を共に専有の空間として備えているのはA、Bに分類される全体の 31%である。Cの項目に分類される AIR が最も多く全体の 62%を占めており、滞在空間については他の施設を借用、またはホームステイという形で補っていることが多い。

スタジオ空間と展示空間の関係(図15)を見てみると、a・b・cの項目に該当する(この3項目内での重複は見られない)18件(65%)のAIRが敷地内に専有のスタジオ空間とともに展示空間を備えている。しかし、cの項目に該当するAIRは同じ空間を時期によってスタジオ空間、展示空間に転用しているので、実際にはスタジオ空間と展示空間をそれぞれ専用の空間として専有しているのはaとbに該当する10件(36%)のみである。

スタジオの床面積はばらつきがあって特に傾向は なく、利用する人数や対象分野によって異なるため、 各 AIR の事業内容や目的によって必要とされる空間 や設備が決まる。また、ヒアリング調査の結果から、 AIR の展示空間についてはホワイトキューブのよう な展示空間が望ましいことが挙げられるが、空間に 合わせてアーティストが作品を制作する場合もある ため空間的要求は少ないが、作品によっては展示空 間での制作活動を要するものもあるため、スタジオ 空間と展示空間は近くに設置することが望ましい。 滞在空間についてはレジデンス期間中、文化的摩擦 やプライベート空間とパブリック空間を頻繁に行き 来する状況からのストレスを感じるアーティストが 見られることと施設管理の面を考慮して、スタジオ 空間・展示空間と離れた位置に設置し、プライベー ト空間とパブリック空間とを明確に分離することが 望ましい。

5. 結論

日本の AIR は地方自治体・各種法人が運営主体で あることが多く、アーティストの育成・支援という 目的だけでなく、芸術振興・国際交流・教育への寄 与等の目的で新事業として AIR が選ばれる場合や、何らかのモデルとなる活動から AIR が生まれる場合が多い。そのため、事業内容も単にアーティストが滞在制作・発表するだけではなく、地域や教育機関との積極的な交流の機会を設けている場合が多い。 AIR のアーティストに対する支援内容については、人的な支援と合わせて活動空間または環境についての支援と金銭的な支援の2つに分けることがでしている AIR がある。招聘期間と招聘人数については各 AIR の事業規模または施設規模によって決定することが考えられる。アーティストの対象分野については、対象分野を広く設定している AIR が多く見られ、事業目的が直接アーティストの対象分野にも反映されている場合がある。

滞在空間・スタジオ空間・展示空間の3つの空間の関係については、専有のスタジオ空間を備えているが滞在空間・展示空間についてはそれぞれ他の施設を借用するなどしている場合が多く、3つすべてを敷地内に専有している AIR は全体の15%である。また、AIR 施設を計画する場合、滞在空間についてはプライベート空間とパブリック空間を適度に分離することが望ましく、スタジオ空間と展示空間は近くに位置していることが望ましい。

謝辞

本調査及び研究に当たり、各 AIR 事業・施設の皆様には多大なご協力を頂いた。記して感謝の意を表したい。

注

- 注1) 文化を通じた社会貢献の気運と経済活動において、文化の 果たす役割に対する関心の高まりを背景に、1990年3月に 国立劇場法の一部が改正され創設。
- 注2) 企業によるメセナ (芸術文化支援) 活動の活性化を目的に 1990 年に設立された公益法人。
- 注3) 外務省が所管する独立行政法人の1つであり、国際文化交流事業を行なうことにより、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、良好な国際環境の整備並びに日本の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
- 注4) 参考ウェブサイト 2)
- 注5) 調査中にヒアリングの許可を得られた AIR「ドメスティックアートプロジェクト四方山荘」
- 注6) 参考ウェブサイト 3)
- 注7) 文部科学省所在の独立行政法人であり、1971 年に創設された民間の顕彰団体。日本文化の振興推進によって、日本文化普及ならびに国際文化の向上を進め、国際親善と友好を目指す。

参考文献

- 1) 美術出版社: 特集アーティスト・イン・レジデンス, 美術手 帖, 1998, 3
- 2) 国際交流基金ホームページ, http://www.jpf.go.jp/j/index.html
- 「くつをぬいで。」一日本・メキシコ・スペインアーティスト・イン・レジデンス一。
 - http://www.nua.ac.jp/download/pdf/news_09
- 4) 芸術文化振興基金, http://www.ntj.jac.go.jp/kikin/